

大学・専門学校等卒業または退学後 奨学金を返済している方へ

『出雲崎町奨学金返還支援事業助成金制度』について（お知らせ）

町では若者の定住促進を図るため、奨学金の貸与を受け大学・専門学校等に就学し、卒業または退学後に当町に定住し、就職した方の奨学金の返還を支援しています。

★助成内容

最大 100 万円(20 万円×5 年間)

★助成金額 申請年度に返還した利息を含む奨学金の額、上限20万円

★助成期間 最長 5 年間

★対象者 次の要件をすべて満たす方

- ① 出雲崎町に住所を有する方
- ② 令和 12 年度までの間に大学等を卒業または退学した方
- ③ 大学等を卒業または退学した年度の末日から5年以内に地元就職した方
- ④ 奨学金の返還に滞納がない方
- ⑤ 町税その他町の収入金に滞納がない方
- ⑥ 国家公務員又は地方公務員の常勤職員として雇用されていない方

※大学等とは、学校教育法に規定する大学（大学院及び短期大学を含む）、専修学校又は各種学校

※地元とは、町内又は通勤可能な市町村

※就職とは、法人、団体若しくは個人事業者に雇用（被用者保険に加入している方に限る。）され、又は
自営若しくは家業に就労すること。

※令和8年3月に卒業または退学し、就職した方は翌年度の申請となります。

※年度途中で転入し、就職した方は翌年度の申請になります。

★対象となる奨学金 （※返済期間が10年以上ある奨学金が対象です。）

- ①独立行政法人日本学生支援機構奨学金（第1種・第2種）
- ②出雲崎町奨学金
- ③その他町長が認める奨学金

※繰上げ償還した奨学金分は助成対象となりません。

★対象となるケース（参考例）

・令和7年3月に卒業し、4月から町に居住し、就職した方											
令和7年度				令和8年度				令和9年度			
★住民登録（R7.4）											
★就 職（R7.4）											
★奨学金返還開始（R7.10.から）											
★助成対象（R8.4 から5年間）											
★交付申請（R8 中）						★交付申請（R9 中）					
実績報告（R9.3）★						実績報告（R10.3.）★					

★助成金の申請から交付までの流れ



※町奨学金の貸与を受けられた方は、納付書による返済が免除となりますが、書類の提出は必要となります。

★申請書類

- 1) 奨学金返還支援事業助成金交付（再交付）申請書（様式第1号）
- 2) 運転免許証等本人確認書類の写し
- 3) 卒業または退学したことが確認できる書類の写し
- 4) 奨学金の貸与機関が発行する貸与が確認できるもの
- 5) 申請年度に返還すべき奨学金の返還金額が確認できるもの
- 6) 奨学金の借入残額が確認できるもの
- 7) 就労証明書（必要な方のみ）

★申請方法

下記の申請先へ郵送または持参して下さい。

交付申請書は、出雲崎町ホームページからダウンロードすることもできます。

★申請先・お問い合わせ先

出雲崎町教育委員会 教育課 学校教育係

〒949-4342 新潟県三島郡出雲崎町米田 281 番地 1

電話：0258-78-2250 fax 0258-78-4559